

医薬安発 0520 第 1 号  
令和 8 年 5 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の  
使用上の注意事項について（周知依頼）

ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の使用上の注意事項については、「ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の使用上の注意事項について」（平成 18 年 9 月 6 日付け薬食安発第 0906001 号）（以下「平成 18 年通知」という。）対応をお願いしているところです。

令和 8 年 5 月 20 日の独立行政法人国民生活センターの発表「酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生」（[https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20260520\\_2.pdf](https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20260520_2.pdf)）によれば、テスト対象銘柄のうち、一部の頭髮用製品の商品パッケージ等の表示について、使用上の注意事項に係る表示が不十分なおそれがあったとされています。

つきましては、使用者に対するアレルギー等の皮膚障害に関する注意喚起の充実を図る観点から、平成 18 年通知の内容について、貴管下関係業者、団体等に対し周知方お願いします。

なお、平成 18 年通知の記 1 . ( 2 ) 中「平成 19 年 12 月 26 日付け薬食安発第 1226001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」」を「令和 3 年 6 月 28 日付け薬生安発 0628 第 11 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」」に改めます。